

令和4年広審第15号

裁 決

モーターボートA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 和助の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月25日11時44分

香川県与島南西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 3.0トン

登録長 9.16メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 254キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、平成28年9月に進水した、最大搭載人員が旅客9人及び船員1人の、船体中央部に操舵室を設けたFRP製プレジャーモーターボートで、同室前部右舷側に舵輪、GPSプロッター及び機関遠隔操縦レバーを、舵輪後方に操縦席をそれぞれ装備し、同席左舷及び後方に同乗者4人が腰を掛けることができるシートが設けられていた。

そして、船首部には、幅が船首側約120センチメートル（以下「センチ」という。）、船尾側約170センチ、長さが約56センチのステップがあり、そのステップの中央部には区画されたハッチで閉鎖されるバウロッカーを、両舷にハンドレールをそれぞれ設けており、同乗者が船尾方を向いてステップに腰を掛けることができた。

(2) a 受審人の経歴等

(省略)

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、知人等4人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年9月25日06時30分笠岡市の係留地を発し、岡山県金風呂漁港に寄せて釣り餌を購入する予定で備讃諸島周辺水域の釣り場に向かった。

a 受審人は、発航後、同乗者から差し入れられた日本酒を飲みながら操船に当たり、金風呂漁港に寄せて釣り餌を購入し、07時30分頃同漁港を発して釣り場に向かい、岡山県六島など各島周辺水

域の釣り場を巡ったのち、水島航路第8号灯浮標付近で漂泊しながら釣りを行った。

a 受審人は、釣果を求めて香川県三ツ子島沖合に向かうこととし、同乗者のうち1人を船尾甲板に、3人を船首甲板に腰を掛けさせ、11時40分少し過ぎ牛島灯標から021度（真方位、以下同じ。）2.54海里の地点で、針路を155度に定め、26.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）として前示釣り場を発進した。

発進するとき、a 受審人は、船首甲板に腰を掛けさせると、波を受けて縦揺れした際に同乗者が負傷するおそれがあったが、短時間で釣り場に到着するので支障ないと思い、同乗者を操舵室に待機させなかった。

a 受審人は、過去の釣り場を表示させたGPSプロッターの画面を見ながら進行中、11時44分僅か前波浪により船首部が浮き上がったので急ぎ減速を試みたものの、効なく、11時44分牛島灯標から062度1.82海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま続航中、船首甲板に腰を掛けていた同乗者2人が跳ね上げられたのち落下して同甲板に腰部等を打ち付けた。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、同乗者1人が約3か月の入院加療を要する第1腰椎破裂骨折及び第2腰椎圧迫骨折を、他の1人が約3か月の加療を要する左橈骨遠位端骨折をそれぞれ負った。

（原因の考察）

a 受審人が飲酒しながら操船に当たったことは、本件発生に至る過程で関与した事実であるが、事実の経過及び事実認定の根拠で示したとお

り、金風呂漁港で釣り餌を購入し、その後、備讃諸島周辺水域の釣り場を支障なく航行した事実及び同人の供述に照らすと、アルコールの影響により正常な操縦ができない状態に至っていたとは認められないことから、本件発生の原因とはならない。

しかしながら、飲酒して船舶を操縦することは厳に慎まなければならない。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、与島南西方沖合において、釣り場を発進する際、同乗者を操舵室に待機させなかったことによって発生したものである。

a 受審人は、与島南西方沖合において、釣り場を発進する場合、同乗者の安全を確保できるよう、同乗者を操舵室に待機させるべき注意義務があった。しかし、同受審人は、短時間の移動なので、船首甲板に待機させていても支障ないと思い、同乗者を操舵室に待機させなかった職務上の過失により、波浪により船首部が浮き上がり、船首甲板に腰を掛けていた同乗者のうち2人が跳ね上げられたのち落下して同甲板に腰部等を打ち付けられ負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月31日

広島地方海難審判所

審判官 丸 田 稔